

## 平成28年度鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）

日 時 平成28年11月21日（月）

午後2時から午後4時

場 所 とりぎん文化会館 第3会議室

### 1 あいさつ

### 2 議事

#### （1）障がい福祉施設に関するトピックス

##### ア 障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例について

（明場室長） では、実際資料の中で、理由と、それから今のところの骨子素案という形で考えているものを御説明させていただきます。資料のほうをごらんください。まず最初に、この条例を制定する理由ということで書いております。「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を初めとしたさまざまな施策を持続的かつ発展的に行うことにより、障がい者が自分らしく暮らしやすい地域社会を実現させるために、この条例を制定するというようにしております。

では、続きまして骨子素案のほうに移りたいと思います。これにつきましては、最初にお断りしておきますけれども、点字資料でいいますと、1ページになります。条例骨子素案のほうですけれども、最初にお断りしておきますが、現在、この条例につきましては、まだ部内での案ということでございまして、関係課等、あるいは構成担当部局との話し合いというのは、まだできていない状態のものでございます。全くのその素案状態でございますので、ちょっとこれがひとり歩きしてしまうと、余りよろしくないのかなということもございまして、まだ未定稿ということですので、これにつきましては、会議終了後、この資料については回収させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、資料の中身のほうでございまして、まず最初に、骨子素案の最初ですね。前文ということで、糸賀一雄、鳥取県出身者の知的障がい児施設、滋賀県にて知的障がい児施設をつくられた糸賀一雄先生の言葉を引用しまして、本県の福祉施策、特に、点字資料でいいますと2ページのほうに入りますけれども、鳥取県では、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を初めとして、さまざまな運動に取り組むということで、これまで共生社会の実現を目指してきたというところなんですけれども、こうした取り組みを、引き続き持続的かつ発展的に行うことによって、障がい者が自分たちの暮らしやすい地域社会を実現していくということを、点字資料3ページのほうに入ります。障がい者が、自分らしく暮らしやすい地域社会を実現することを決意して条例を制定するというつくりしております。

続きまして、総則ということで、目的ということで書いております。この条例において、基本理念を定めたり、県の責務を明らかにするというような形で、総合的かつ計画的に事項を定めて進めていくということをやっております。続きまして、点字資料4ページになりますが、定義

のところでございます。障がいだとか、障がい児だとか、あるいは、あいサポート運動だとか、このあたりのことについて、条例中で使う言葉を定義していくということでございます。点字資料5ページですけれども、あいサポーター、あいサポートバッジ、あいサポート企業というようなことについても定義しているところがございます。続きまして、基本理念ということでございます。点字資料のほうでは6ページになりますけれども、障がい者施策を進めていく上で、特にこういったことに、次に掲げる事項を基本とするという形で整理をしております。まず、アとしまして、行政機関だとか県民、各種の団体があいサポート運動の精神に基づいて、社会全体で取り組んでいこうということが1つ。続いて、イのところ、障がい者への差別を防止して、障がい者の権利を最大限に尊重していくということが2点目。そして、ページが変わりますが、施策の立案実施については、障がい者なり、団体の意見を聞いた上で進めていくということ。そして、保健・医療・福祉、あらゆる分野を総合的に取り組んでいこうということをやっております。点字資料でいいますと7ページ目になりますけれども、県の責務ということでございます。県は、先ほど述べた基本理念にのっとり、障害者計画において、これを進めていくことをうたっております。続いて、市町村の役割ということですが、市町村は基本理念にのっとり、障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組むように努めるということで、努力規定という形で置いております。点字資料8ページのほうに行きますけれども、県民の役割ということで、県民は基本理念にのっとり、障がいとかに対する理解を深めるということと、そういった障がい者が暮らしやすい施策に協力すると、するように努めるということで、努力規定という形で置いております。同じく事業者の役割についても、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するように努めるという形で、これについても、努力規定という形で置いておきます。点字資料9ページのほうに入りますが、あいサポート運動の推進、大きな固まりの2つ目の固まりでございます。あいサポート運動の推進ということで規定しております。これは今まで、あいサポートに取り組んできた、本県が取り組んできたあいサポート運動について規定した箇所でございます。理念としましては、障がい、あるいはその障がい者への理解を促進し、障がい者とともに暮らしていく社会の実現を目指して、あいサポート運動を推進するというところでございます。推進方針といたしまして、あいサポート運動は、あいサポーターとか、あいサポート企業等が日々の活動の中で役割を実践することによって行っていくというふうに整理をしていきます。点字資料10ページにかかりますが、県はあいサポーター、あるいは、あいサポート企業の拡大に努めるということ、それから、他の公共団体と連携して、あいサポート運動の拡大に努めるということで、県の中というのではなくて、県外についても、幅広く普及していくことをうたっております。続きまして、あいサポーターの役割とか、点字資料11ページになります。あいサポート企業等の役割ということについて定めているというところが、この2つ目の固まりのところでございます。ページの3ページ目を見ていただきたい、ページをめぐっていただきたいんですが、第3ということで、3つ目の固まり、大きな固まりですね。点字資料でいいますと12ページです。障がい児者を支える基本施策ということでございます。そのうち、まず最初の1つ目の固まりとしまして、障がい者サービスの充実ということでございます。点字資料13ページのほうになります。障害福祉サービスを充実させていくという大前提がござ

います。障害者総合支援法という法律がございますので、これの規定に基づいて、基本的には進めていくんですけども、特にその進め方としては、市町村と連携を図りつつ、現状把握、それから検証、そして、必要な施策を策定・実施という流れで考えていきたいということでございます。続きまして、16のところ、医療を要する障がい児への支援ということで、特に本県、障がい児への支援という部分については、ちょっと他県よりも先んじてるところがあるのではないかとということで、ちょっとその部分についても、規定したほうが良いという知事の意見もございまして、規定を設けているところでございます。これの支援につきましては、成長に合わせた切れ目のないサービスを提供させていただくことをうたっております。続きまして、点字資料で行きますと14ページになりますが、2つ目の固まりとして、情報の取得、または、利用及び意思疎通に対する支援ということでございます。これにつきましては、情報の取得、コミュニケーションのこと、本来要望があった部分ということでございます。基本理念としましては、やはりその障がいのある方が、ない方と同等な生活を営むために、言語であったり、意思疎通の方法によって容易に情報を取得し、利用することが保障されなければならないという考え方に基づいて、この章は構成されておまして、18番のところでは県の責務ということで書いております。先ほど言いました基本理念にのっとり、県は障がい者が容易に情報の取得、あるいは利用ができるようにするという、そして意思疎通を保障する環境の整備をします。そして、そのための施策を講じていくと、点字資料の15ページになります、ということ。それから、市町村の役割ということで、同じく市町村のそういった環境整備に努めると。20番になります。これは県民の役割ということでございますが、基本理念は理解して、そういった地域における容易な情報の取得等の確保、意思疎通の確保を通じて、共生社会の実現に寄与するよう努めるということでございます。点字資料、16ページになります。事業者の役割ということで、これにつきましても、容易な情報の取得の確保等について、障がいのない人と同等の利便を図るよう努めるという努力規定を設けております。22、23につきましては、県及び市町村が養成であったり、意思疎通、支援者ですね、養成を行ったり、派遣を行ったりするということをうたっております。続きまして、点字資料17ページになりますが、その他の支援ということでございます。3つ目の固まりですが、公共施設のバリアフリーにつきましては、これについては、別途、鳥取県福祉のまちづくり条例というところで定めているところでございますので、そちらのほうによるということでございます。基本条例ということで、項目ごとに整理しているという関係で、規定として置いているところでございます。ページ、4ページのほうですが、災害時の支援ということで、災害時において、特に障がい者の情報取得のことであったり、その他、それ以外の支援についても、安心・安全が確保できるように、市町村に対して情報提供・助言を行うということをうたっております。26番のところですけども、特に、これについては、条例の検討を、策定検討委員会というのがありまして、そちらのほうから特に要望が強かったんですけども、特に若いころから、障がいに対する教育というのをしっかりやってほしいというような御意見があったということでございまして、特にそれについて、規定を設けたところでございます。点字資料18ページになります。年少期から障がい、または障がい者について学ぶ機会を設けることにより、差別と偏見のない地域づくりを進めるということをうたっております。続きまして、第4という4

つ目の固まりですが、障がい児者の権利擁護ということなのですが、大きく3つのことをうたっております。1つは差別解消法の話、それから、虐待防止、それから、成年後見制度の利用促進ということでございます。基本的には、差別解消につきましては、差別解消法という法律がございます。これに基づいて進めていくんですけども、そのことを、特に必要な施策を策定して実施していくということを改めてうたっているのが27でございます。28につきましては、これも同じく虐待防止法という法律がございますので、その法律に従って施策を展開していくということ。そして、29につきましても、やはり成年後見制度の利用の促進に関する法律というのがございますので、点字資料では19ページになりますけれども、これに基づいて、政府の周知、あるいは利用促進を努めるという規定を設けております。5つ目の固まりですが、障がいに対する就労の支援ということで、基本理念として、30番のところに書いております。障がい者が、社会を構成する一員として、社会経済活動に参加する機会が与えられることを基本として、施策支援を行っていくということでございます。31番のところで、点字資料では20ページになりますけれども、推進方針ということで書いております。賃金とか、工賃の水準を高めるように努めていくというようなことを主に書いております。点字資料はもう21ページに入ります。そして、第6、6つ目の固まりですが、障がい者芸術・文化の推進ということでございます。障がい文化に障壁はなくてというような、障がい者芸術を進めていくということを32、33、点字資料でいったら22ページに入りますけれども、で書いているというところでございます。そして、最後の固まりになります。障がい者スポーツの推進ということでございます。基本理念は、ちょっと現在作成中ということで、間に合いませんでした。申しわけございませんが、今作成中でございます。主には、そういったスポーツを楽しめる環境を整備していくというようなことをうたっております。

これにつきまして、この条例につきましては、36番のところ、点字資料の23ページですけれども、基本的にはちょっと今期の期から施行するという形で。この条例案につきましては、この11月議会の常任委員会で骨子という形で、概略のところを報告させていただくとともに、パブリックコメントを実施するというところでございます。それを踏まえて、意見の修正を盛り込んだ形で、2月議会にかけるということでございます。それを受けて、基本的には、来年の4月ぐらいになるかと思っておりますけれども、来年からの施行、公布日施行という形ですけれども、で進めていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(前垣会長) 続きます。この障害者総合支援法の改正の概要について、林係長よろしいですか。別々をお願いいたします。

## イ ヘルプマークにかかる情報提供

(林障がい福祉課係長) すみません。最初に、ハートフル、何でしたっけ、マークの、サポートマークのことについて、御報告をさせていただけたらと思います。

(小林障がい福祉課係長) 失礼いたします。障がい福祉課長の小林と申します。よろしくお願いたします。タイトル名が、「援助や配慮が必要であることを示すマーク(ヘルプマーク)について」という資料をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。このヘルプマークにつ

きましては、昨年度も、各障がい者団体の方々にも御意見を聞いているところでございますが、改めて御説明させていただいて、意見等を伺いたいといったものでございます。点字資料は、この1ページでございます。まず、ヘルプマークはどういったものかといったところでございますが、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークといったところでございます。例えば、例示でございますが、内部障がいのある方等がこういったマークをつけられて、何か支援を必要としているということを外にあらわすといったマークでございます。現在のところ、このヘルプマークを使われているのが、東京都さんが平成24年度から制度を創設されて、既に実施されております。それから、点字資料2ページになりますが、山口県さんのほうが、平成27年度から創設されて、現在実施されているといったところでございます。鳥取県といたしましては、あいサポート運動が、いけば、障がいのある方に対するちょっとした配慮とか手助け等を行う運動でありまして、今度は受ける側の、障がいのある方が受けやすくしやすいといったようなことになろうかと思っておりますので、鳥取県としては、現在導入することを検討しているといった状況でございます。以下、その他のマーク、いろいろございます。参考に載せておりますので、また、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

#### ウ 障害者総合支援法の改正概要について

(林障がい福祉課係長) すみません。続きまして、障がい福祉課の林でございます。資料2をごらんください。点字のほうは、資料2の2ページでございます。障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要でございます。こちらにつきましては、ことし5月に法案が成立しております。この改正の柱といたしまして、3つございます。1つ目は、障がい者の望む地域生活の支援、2つ目は、障がい児ニーズへのきめ細かな対応、それから、3つ目がサービスの質の確保・向上に向けた環境整備ということでございます。施行期日につきましては、基本的には、平成30年4月に施行ということでございまして、一部、公布日施行で既に適用がされている項目もございます。

それぞれの内容をざっと見ていただきますと、まず、1番目でございます。点字のほうは、3ページ中ほどになります。重度訪問介護の訪問先の拡大という内容です。現在、障がいのヘルパーさんは、病院内での支援はできないというふうになっておりますけれども、平成30年4月からは、一部の支援について可能となるということでございます。概要としては、最重度の障がい者であって、重度訪問介護を利用している方について、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知されているヘルパーさんを引き続き利用していただきまして、そのニーズを的確に病院側に伝達するといった支援を行うことができることとするということでございます。次に2番目です。点字資料は4ページ目です。こちらは、新たなサービスの創設で、就労定着支援というサービスの創設です。一般就労に移行する障がい者が増加する中で、就労に伴い生じる生活面の課題に対応できるように、例えば、その給料をもらっただけ使ってしまうとか、夜中まで起きていて、朝起きられず仕事に遅刻してしまうとか、そういったような課題に対応できるように、事業所とか家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスを、就労定着支援として

新たにつくろうというものでございます。次に3番目です。点字資料は4ページ後半から5ページ目にかけてになります。こちらにも新たなサービスの創設で、自立生活援助というサービスの創設です。これは障がい者支援施設やグループホーム等から、ひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいの方とか精神障がいの方などにつきまして、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行うサービスを新しくつくろうというものでございます。支援の内容としましては、例えば、食事をきちんととっておられるかどうかとか、家賃の滞納はないか、それから、体調の変化はないかというようなことを確認し、必要があれば次につなぐと、そういうサービスを創設するというものでございます。次に4番目の指定事務受託法人制度の創設です。これは障害福祉サービス等の事業所数が大きく増加することに伴い、急激に増加する自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらないという、その一部の事務に限りまして、適切・公正に実施可能な法人さんに、指導事務の一部を委託することができるようにしようと。それで事務の効率化を図ろうということでございます。これは介護保険のほうでは、既に同様の制度が導入されているということとして、委託先としては、ほかの県でございますけれども、社会福祉協議会とか、公益法人といったようなところに委託がされているようでございます。もし、障がい福祉のほうで導入するとすれば、同様の団体に委託が行われるんじゃないかというふうに、国のほうでは想定をされておられるということでございます。次に5番目です。国民健康保険団体連合会への審査の委託です。点字資料は6ページ目になります。これも自治体の調査事務と審査事務の効率化ということです。市町村が障害福祉サービス事業所に報酬を支払われる際、内容を審査した上で支払いを行うのですが、支払いのほうは、既に国保連に委託ができるようになっておりますが、審査のほうも同様に委託できるようにするという内容でございます。続きまして6番目です。補装具費の支給範囲の拡大ということです。こちらは、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児など、購入だけじゃなくって貸与のほうが利用者にとってメリットがある場合がございます。このため、購入を基本とする原則は維持をした上で、利用者の利便に照らして、貸与が適切と考えられる場合についても、貸与の際の経費も補装具費の対象としようというものでございます。次に7番目です。高齢障がい者の関係でございます。点字資料は7ページ目になります。65歳に至るまで、相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障がい者、一定のといえますのは、ある程度の障害支援区分がある方、それから低所得世帯であるということなどが想定されているようです。その高齢障がい者に対し、介護サービスのほうに移られたときの利用者負担が軽減されるように、この障がい福祉制度によりまして、利用者負担を軽減する仕組みを設けるというものでございます。また、相当の長期間というのは、どうも5年が想定されているようでございます。具体的な要件というのは、今後また政令で定めるということになっております。次に8番目ですが、障害福祉サービス等の情報公表制度の創設でございます。点字は8ページ目になります。まず、施設の方とか事業者に対して、サービスの内容を都道府県知事に報告していただきまして、報告されたその内容を公表する仕組みを全国的に設けようというものでございます。

次に、児童福祉法の関係です。点字は9ページ目になります。第二の1番目ですけれども、居宅訪問型児童発達支援の創設。居宅の訪問によりまして、児童発達支援を提供するサービスの創設

でございます。重度の障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるように、障がい児の方のお宅を訪問して発達支援を行うサービスというものを、児童福祉法によりまして新たにつくろうというものでございます。2番目ですが、保育所等訪問支援の支援対象の拡大というものです。点字は10ページ目になります。これは現在既に保育所等訪問支援というサービスがございますけども、その対象につきまして、乳児院、それから児童養護施設、こういったところに入所されている障がい児の方にも対象を拡大いたしまして、障がい児に対する専門的な支援であるとか、その施設の職員さんに対する助言ということが行えるようにしようというような改正でございます。それから3番目です。障がい児のサービス提供体制の計画的な構築ということです。こちらについては、障がい児のサービスについて、提供体制を計画的に確保するために、自治体に障害児福祉計画を策定するという義務づけを行うという内容になっております。それから4番目ですけども、点字資料は11ページの下の方から12ページにかけてになります。医療的ケアを要する障がい児に対する支援ということで、地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、地方公共団体が、保健、医療、福祉、その他諸々のその関係機関との連絡調整を行うための体制の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるということでありまして、この部分につきましては、既に公布日施行ということで、ことしの5月から適用がされております。

最後、第三の施行期日の関係、附則の関係ですけども、点字資料は12ページ目の中ほどになります。この改正法の施行は3年をめぐりとして、必要があればまた見直すような規定が置かれておるところでございますので、今後の状況によっては、改めて、また法改正があるかもしれないと思われるところでございます。それでは、法改正の概要につきましては以上でございます。

(前垣会長) はい。ありがとうございます。質疑につきましては、後ほど時間をとらせていただきますので、進めさせていただきます。

## (2) 障がい者施策に係る予算要求の状況について

### ア 平成28年度補正予算(5月補正・9月補正・11月補正(案))

(前垣会長) 議題2、障がい者施策に係る予算要求の状況についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。タイトルで資料3をごらんいただきたいと思います。平成28年度補正予算(案)の状況とした資料でございます。この資料を1枚はぐって1ページをお願いいたします。点字資料は3ページでございます。まず、5月議会における補正予算でございます。2の事業名でございますが、重症心身障害児(者)を守る会第26回中国ブロック大会開催助成事業でございます。こちらのほうは、10月に既に開催されたのですが、こうした会に対する補助金でございます。金額につきましては、20万円ということで、予算を措置したところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。点字資料は5ページでございます。事業名、2番のところでございますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016開催事業でございます。こちらの事業につきましても、10月30日に米子コンベンシ

ョンセンターで開催させていただいたところでございます。こちらの事業の趣旨でございますけれども、6番のところに若干書いております。点字資料では、5ページから6ページにかけて書いております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、オリンピックとパラリンピックは、一見スポーツの大会というふうに見られておられますが、オリンピック憲章の中で、こういったオリンピック・パラリンピックを開催する場合には、文化プログラムを開催しないといけないという決まりになっておりまして、いわば、スポーツと文化が融合した大会というのが、オリンピック・パラリンピックになります。そうした文化的プログラムの中で、鳥取県といたしましては、有志の知事と連盟を組んで、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」というのを平井知事が発起人という形で、各都道府県知事の皆様に御案内いたしましたところ、当初は13の都道府県、東京を含めて13でございますが、賛同を得ました。その結果、3月30日に知事連盟を発足いたしまして、随時働きかけを行った結果、現在では35の知事さんのほうに了解をいただいて一緒に進めているといったところでございます。10月30日に行いましたものにつきましては、この知事連盟のキックオフイベントという位置づけでございます。これ以降、連盟の各都道府県におかれましては、各都道府県の実情に応じて、連盟県と連携したような障がいのある方の芸術・文化活動のイベントが開かれていくというスケジュールになっているところでございます。

では、資料3をお願いいたします。点字資料では7ページでございます。2番の事業名、鳥取県社会福祉施設等施設整備事業でございます。補正額は3億8,800万余りでございます。こちらのほうは、点字資料8ページにかけてでございますけれども、国のほうの国庫補助金を活用して、障がい施設等の整備を行うものでございまして、国の協議案件というか、国が認めてくれる議案が確定いたしますので、その確定に伴って必要額を補正したところでございます。

続きまして、飛んで資料5ページをお願いいたします。点字資料では11ページになります。事業名でございますが、身体障害者補助犬啓発事業でございます。こちらのほうは、残念ながら、今年度に入りまして、2つの宿泊、ホテルでございますけれども、盲導犬の同伴を断られたといった事案がございました。基本的にこういった盲導犬を含めた補助犬につきましては、重大な損害等が発生するおそれがない場合以外は、同伴というのは認めないといけないという補助犬法がございます。まだまだこういったことが徹底されていないということで、それを普及啓発するためのフォーラム等を開催したいということで補正を行ったところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。点字資料は12ページから13ページにかけてでございます。2番の事業名でございますが、措置入院解除後の精神障がい者の支援体制構築事業でございます。こちらのほうは、点字資料の13ページから14ページにかけて説明をしておりますが、神奈川県相模原市の障害者支援施設におきまして、入所されている障がいのある方が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。これにつきましては、その容疑者がいわゆる精神保健福祉法上の措置入院をされて、措置入院解除後の約4カ月後にこういった凶行に及んだといったところでございます。そういった措置入院が解除された後の精神障がいのある方につきまして、継続したフォローというのが必要ではないかということで、そのフォローに向けた支援体制を検討するといったものが、この事業でございます。



8ページをお願いいたします。点字資料17ページでございます。こちらは11月議会に上程をする予定の事業でございます。2番の事業名のところでございますが、盲ろう者支援センター整備等事業でございます。補正額につきましては、125万円余りでございます。こちらの事業につきましては、昨年度、盲ろうの方の生活の実態像を、障がい福祉課に置きましたコーディネーター等で訪問等させていただいて調査をさせていただいたところでございます。その結果、今年度、先ほど部長からも説明がありましたが、盲ろう者支援センターを4月に立ち上げました。この支援センターの中で、引き続き、相談支援事業を行いました。その結果、盲ろう者向けの通訳・介助員の派遣事業の利用がふえたといったところでありまして、そのふえたものにつきまして対応するために補正をしたいといったものでございます。障がい福祉課からは以上でございます。

(北根スポーツ課係長) スポーツ課でございます。北根と申します。よろしくをお願いいたします。スポーツからは1件上げております。本体の資料でいいますと4ページですが、点字の資料でいいますと、8ページからですね。8ページから10ページになります。5月の補正予算で、2番の事業名になりますけど、県立体育施設バリアフリー化事業といった事業を上げております。この事業自体は、6番の事業の目的・概要の一番下のほう、固まりをごらんいただきたいんですけど、参考としまして、県立社会体育施設の改修状況ということで、年度ごとにそれぞれ改修する施設を計画しております。これらの施設、スポーツ課で所管しております体育施設でございまして、バリアフリーの改修の内容につきましては、県の障がい者スポーツ協会並びに団体、その施設を利用される方、施設の管理者で構成しますグループをつくりまして点検をしました結果、必要だと思われる部分を年次スケジュールによって、改修を進めていくという内容でございます。平成28年度は、鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールについて改修を進めてまいります。主な改修としましては、エレベーターの設置、多目的トイレ設置、引き戸、引き戸を開く、左右に開けるような扉にするとか、自動ドアにすることも含めまして改修をするような予算を計上しております。来年度以降も他の体育施設同様にバリアフリー化を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(西尾福祉保健課課長補佐) 福祉保健課でございます。福祉保健課、西尾といいます。資料のほうは7ページ目でございます。点字資料のほうは、14ページ目から16ページ目にまたがっておりますが、社会福祉施設における緊急防犯対策事業としまして、今回、神奈川県相模原市の障がい者施設殺傷事件が発生したことを受けまして、県内社会福祉施設の防犯対策を緊急に充実させるために、国庫補助金も活用しながら、施設・設備整備、防犯グッズ等の整備を行うための補正を組んでおります。補正額としましては、1,600万円余りということです。メニューとしましては、社会福祉施設防犯対策事業としまして、非常通報装置、防犯カメラの設置等安全対策を行うための施設整備に対して支援を行う。もう1つが、社会福祉施設防犯グッズ機器等整備事業としまして、国庫補助の対象とならない防犯グッズの整備や、少額な機器整備に対して県単独で支援を行います。3点目が、県立社会福祉施設防犯設備・機器、防犯グッズ整備事業としまして、施設の防犯対策の現状を踏まえて、不足する設備・機器、備品等の整備を行います。以上でございます。

## イ 平成29年度当初予算の方向性

(小林障がい福祉課長) 障がい福祉課の小林でございます。続きまして、平成29年度、来年度でございますが、予算の方向性につきまして簡単に説明したいと思います。資料につきましては資料3-2、タイトルが、平成29年度当初予算の方向性についてでございます。基本的に現在予算要求中でございます、まだ固まっていないということで御了解いただきたいと思っております。こちらの資料につきましては、先日開催いたしました障がい者の暮らしやすい鳥取創造チームにおける資料をまとめたところでございます。

まずテーマ1、このPTでは6つのテーマに分けて各施策を検討しているところでございまして、テーマ1では、「障がい者雇用の取組」を検討しております。検討の研究と目標といたしましては、障がい者の新規雇用に1,000人、4年間で1,000人創出するといったところでございまして、これにつきまして、来年度は障がい者雇用企業への、「障がい者職場サポーター」を配置ということで、これは、障がい者が働かされている企業の中で、そのサポーターというのを養成していただいて離職防止等を図っていくといったところでございます。それから、ジョブコーチの支援の充実、これは引き続きでございますし、点字資料2ページ以降になりますが、障がい者雇用企業と支援機関のネットワークづくり等といったようなもので、障がい者の離職防止を図っていきたくといったところでございます。それから、障がい者雇用の創出ということで、精神障がい者の方でございますとか、発達障がい者の就労・定着支援のためのクロスジョブ方式の全県展開といったところも考えております。それから、福祉的就労から一般就労への加速といったところも、現在施策等を検討しているところでございます。

それから、テーマ2「工賃向上の取組」でございます。点字資料では3ページになります。基本的に来年度に当たりましては、現在も進めておりますが、日本財団さんとの共同プロジェクトによりまして、事業所のモデルとなるような新たな事業の取り組みといったものを支援していきたいと考えておりますし、それから、中部のほうで外食産業を経営されておられます会社が、障がいのある方に来ていただいて、農業というのを鳥取でやっていくということで、そちらにつきまして、障がいのある方の工賃の向上でございますとか、はたまた、将来的には障がいのある方の就労・雇用というのを考えておられますので、そういった支援をすることによって環境を整備したいということを考えているところでございます。

それから、テーマ3、点字資料4ページに入ります。「県全体のバリアフリー化の更なる推進」ということで、こちらのほうは各部局が計画的にハードとなる施設につきまして、バリアフリーを計画いたしまして実施するといったところでございます。

それから、はぐっていただきまして、点字資料5ページになります。テーマ4で「県全体のバリアフリー化の更なる推進」、これはソフト面でございます。こちらのほうにつきましては、引き続き、あいサポート運動を強力に推し進めて、あいサポーターとか、あいサポート企業・団体というのをふやしていきたいといったところでございまして、その本図になるものを来年度は、ことしの2月になりますが、障がい者が自分らしく暮らしやすい地域づくり基本条例といったものを制定を目指して、それに基づいて、あいサポート運動を強力に推し進めたいといったところを考えているところでございます。

それから、点字資料6ページになります。テーマ5、「障害者差別解消法施行後の取組推進」ということですが、こちらのほうも同様に、そういった条例と、それから障害者差別解消法に基づきまして、差別の実態、それから差別の原因等を情報共有する中で、差別を少なくしていきたいといったところを考えております。

それから、点字資料7ページに入りますが、テーマ6、「障がい者アートの推進」といったところでございます。こちらのほうは、先ほど申しました10月30日の知事連盟としてのキックオフイベントを鳥取で開催いたしましたので、知事連盟の事業というのは来年度は考えておりません。引き続き、現在実施しております、点字資料は8ページ以降になりますけども、あいサポート・アートとっとり祭でございますとか、とっとり展といったものを継続して行ってまいります。ただ、その実施に当たりましては、オリンピックの組織委員会のほうが、文化オリンピアドといった認定制度を持っておりますので、そういった認定制度に申請して認定を取った上で、オリンピックも絡めて、こういった取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(前垣会長) はい。ありがとうございます。それでは、ちょうど中間的に、時間的にになりましたので、10分間休憩といたします。それでは、3時7分ですかね、そのあたりから再開したいと思います。

(休憩)

(前垣会長) それでは、よろしいでしょうか。皆さんおそろいですね。まず、今までの議事のところで、意見、質問等がございましたら、マイクのスイッチを押して御発言をお願いいたします。はい。

(山根委員) 県の身障協会の山根といいますけど、補正予算が1件と、それから29年度の予算が1件ずつ、ちょっと質問したいんですけど、事業名は、鳥取県社会福祉施設等施設整備事業というのがあるんですけど、補正前の額は、3,100万円ほどあるけど、補正額はその倍以上ついているんですけど、内容が施設だけに関連したことか、どんなことかということ、ちょっと詳しくお願いします。

それから、もう1点は、千人委員会をこしらえることが出ているんですけど、今月の17日に、たまたまと言ったらおかしいけど、総社のほうに、この千人委員会のことで視察に行きました。総社市は、人口が6万8,156人だったでした、私が行ったときには。その中で、千人委員会が5年間の目標を立ててするようにしておったんですけど、これは、首長が、もう絶対やるということで、そういう目標を立ててやっていることですけど、鳥取県としては、そういうことを立ててするのか、どんなか、ただ標準的に、1,000人創出したいということで行っているものか、そこら辺のところがよくわからないので、よくわかるように説明をしてください。以上です。

(小林障がい福祉課長) 障がい福祉課の小林でございます。資料3の、平成28年度補正予算案の状況の中の、資料3ページにつきましての御質問かと思えます。補正前に3,100万余りから、補正額が3億8,800万余りといったところでございますが、こちらのほうは、基本的

に今年度の予算に当たりまして、前倒しの事業があった関係で、今年度の予算については、その聞いていた計画の中で、3, 100万という事業の中で回るだろうという想定してたんだけれども、改めて事業計画をとりますと、まだまだ整理したいといったところが出てまいりましたので、その計画を取りまとめて、国に優先順位をつけまして協議した結果、ここまで国が認めるといったことのでございましたので、そこまで必要な額というのを補正したといったところが、この3億8, 800万という補正でございます。

それから、総社市の例のこれ、1, 000人雇用でございますけど、もともと、この障がい者の暮らしやすい鳥取創造チームの中で、この1, 000人雇用を掲げているのは、知事が選挙戦のマニフェストの中で、障がいのある方の新規雇用を1, 000人ふやすといったことがございましたので、このPTは、障がい福祉課で、現在関係部局が集まったものでございますので、その中で、知事のマニフェストを実現させるために、1, 000人雇用というのをうたって、その個々について、今、検討しているといったところでございますので、総社市さんが、その市長さん云々という話がございましたけれども、知事としてマニフェストでうたっておりますので、鳥取県として取り組んでいきたいよといった位置づけでございます。以上でございます。

(山根委員) いいですか、委員長。補正のほうは、大体わかったんですけど、予算の、29年度予算というのは、来年度から始まるんで、相当のことの覚悟をしていかんという、なかなかできんというように思います。それで、総社市のほうから聞いたら、1, 000人雇用で、5年間でやるという、23年から、956人だかしか、1, 000人に対してできなんだと。だから、95%ぐらいしか達成率がないと言われておりましたけど、やっぱり、強い気持ちでやっぺいかんという、なかなかできんように思います。それで、総社市の中で、専門で担当する人が3人おって、360人を3人で面倒を見ているような格好で言よりました。就職しておっても、離職率が高かったりとかいろいろしますんで、小まめな対応をしていかないけんというようなことがあるんで、そういうような内容を言われよりましたので、なかなか知的の人とか、精神の人というのは、なかなか難しい部分がありますので、そういうところに十分配慮しながらしていかないと、なかなか面倒な部分があるんじゃないかなというように総社のほうから聞きましたので。本当言ったら、人的なものも含めながら検討してもらおうようにしてもらったほうが良いというように思います。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。社会福祉施設の整備の事業につきましては、必要額というのは予算を確保したいと思いますが、ただ、こちら国庫補助事業でございますので、国のほうで採択されるということが条件になりますので、その点は御了解いただきたいと思います。それから、障がい者1, 000人雇用でございますが、こちらのほうは、現在課題となっているのが、雇用はされるんですけども、離職というのがやっぱり大きいということで、採用されて離職になる人が1, 000人超えたら、非常にできないような状態になりますので、離職防止というのが現在大きな課題となっております。そのために、ジョブコーチというのを養成したりとか、この間、米子にできましたけれども、発達障がい等の方々のほうに、仕事にちゃんと行けるような訓練をするセンターとか、そういったところもつくりながら、そういった離職防止を図っているといったところでございますので、山根委員さん御指摘のとおり、

こちらにつきましても、重点的に必要な施策というのを推し進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(前垣会長) どうぞ。

(諸家委員) 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会、諸家と申します。平成29年度当初予算の方向性につきまして、3つ目にあります全体のバリアフリー化、さらに推進、ハード面です。そのあたりにつきまして、具体的にどのあたりのことを言われているのか、いつも私の口のほうからも御説明をしております。聞こえない立場としてのバリアフリーというのを考えてほしいということ、バリアフリーをする場合に、施設の改修等、聞こえない立場としてのバリアフリー、情報保障の面につきまして、それを織り込みながらバリアフリー化なのか、そのあたりをどのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。このバリアフリー化につきましては、いろいろ関係部局ございまして、所管している県立の施設等におけます、いわゆる、例えばですけど、段差解消とか、エレベーターの整備とか、便器の洋式化とか、そういったところも踏まえたところでございます。当然ながら、聞こえない方への情報提供といったものも、この方策の中で考えるべき話でございますので、そういったところを関係課の中で検討していただけるといったところでございます。以上でございます。

(前垣会長) それでは、まだあるかもしれませんが、議事に進ませていただいて、あと、また残りのところで、御質問、御意見いただきたいと思っております。

### (3) 障がい者の支援に関する施策への意見について

(前垣会長) 議事3、障がい者の支援に関する施策への意見に移ります。これは、会議開催に当たり、事務局のほうで委員の皆様から意見をまとめていただいたものですが、まず、提出委員の方から、簡単に内容とか構成について説明をいただきたいと思っております。各委員のほうから、説明をお願いいたします。資料4になります。

(谷村委員) 谷村操といいます。鳥取県民生児童委員協議会の理事をしております。難病に関する施策の推進ということで、難病の方に30年度より大きく患者負担が変わると聞いています。そのために、今、いろいろ自己負担の管理票を記入するよという通知が来ました。その通知を見ますと、ただ、あなたは軽度です、中度です、重度ですっていうような表示はなく、そういう限度額を書いてもらって、それに対しての負担額が変わるというようなお話を聞きました。でも、文章だけで読むと、なかなかそのどういいうことでこういいうのが必要なのかというの、すごくわかりにくかったので、中部保健局のほうに聞きましたら、来年度からそういう、30年度より保険料の負担額が変わるというようなことがありましたので、1回読むだけでは、すごくわかりにくいので、やはり、1人ずつでも電話で問い合わせがあれば、丁寧に教えていただきたいと思っておりました。それと、また今後どのように患者負担が変わるかというのもすごくわかりにくいので、30年度ですので、これから先どのように変わっていくのか心配な人もあるようですので、その都度教えていただきたいというような意見がございました。

次、第2、生活支援で、私は倉吉の上北条だったのですが、まず、地震のときに、すごく障が

い者のためのベッドがなかなか届かなかったんです。脑梗塞で、右手右足が不自由な方がおられたんですが、その方が、1日目は、もう、下のブルーシートと毛布の間で寝ておられたんですが、すごく、とてもトイレに行くのが、とても大変だったり、起き上がるのが大変だったりして、すごく疲れておられました。それで、どうしてもベッドが欲しいということで、ベッドをとというふうに、本部のほうに申し込みしました。でも、なかなかベッドというのがなくて、よく段ボールでベッドなんかをつくったりすることは聞いていましたけど、段ボールも来ませんし、どうしようかなと言って、保健師さんとかいろいろ来られたときに相談して、では、小学校のほうに1つある、2つある中の1つを貸していただくということになり、心よく小学校が貸してくださいましたので、すぐにベッドを皆さんで運んで、すごくその方も安心して、4日間過ごされましたけれど、すごくありがたがっておられましたので、何かその簡易ベッドでも、1つそういうのが貸し出せるように、その備品の中につけ加えていただきたいなど、すごく思いました。以上です。

（前垣会長） 資料4の意見は、皆さんのところにありますので、全部の時間はございませんので、この中で、特に強調したいこと、あるいは補足のところのみを、委員の皆様から言っていただければと思います。

（山根委員） 山根といいます。65歳になると、障害者福祉サービスから介護保険に変わるものがたくさんあります。介護保険に変わるとリースになりますので、介護保険料も上がりますし、本人の負担も高くなるので、これまでどおりの障がい者施策の中でやっていってもらうようにしたら大変うれしいと思いますし、2点目で、これ、重要なことですが、4月1日から、障害者差別解消法ができたんですけど、差別解消法の内容も知らなければ、差別解消法が施行されたのもわからないような行政の職員がおられますので、これは県も含めてですけど、市町村には特にそういうことをしてもらわないと、窓口が市町村ですので、そこらはやっぱりきちっとできるように指導してもらいたいというように思います。以上です。まだ、ようけあるけど、これだけで。

（前垣会長） ほかの委員の方々、いかがでしょうか。では、事務局のほう。ありますか。

（市川委員） ほかの人が発言してもいいですか。

（前垣会長） はい、どうぞ。

（市川委員） 視覚障害者福祉協会、市川と申します。3点ほど、ちょっと要望を申し上げました。1つ目は、いわゆるロービジョンに対する、これは県内で推計ですけど、7,000人ぐらいいはらっしゃるんじゃないかな。つまり、手帳はないけれども、視力が弱いという方なのですが、そういう方に医療と、それから生活改善とかいったようなことまでのサポートできる医療機関というのが、他県に比べて少ないのではないかなと思ったことで、御質問をさせていただいたことです。

それから、2番目、視覚障がい者のホームから転落事故、これが8月15日と、10月16日と、2回起きました。幸い県内では、今のところ、ここ何年もそういう事故が起こってはいませんが、なかなかハード面の整備も、本県のような小さな県の駅では難しい。しかも、駅員さんの目だけでも難しい。そうすると、今後も、県内でもそういった事故をなくす、ゼロを維持するためには、一般のお客さんの目をお借りしていく。これは、あいサポートとか、そういった精神とも同じことなんですけど、そういうことで、そういったことをアナウンスしてもらうために、駅構

内でのそういった呼びかけをしていただけませんかということ、先日、JRさんのほうには、直接お願いをしに出かけたところです。今後、視覚障がい者だけというわけにも、我々としても、思ったことでもあるんですが、障がいのある方にそういった声かけをしましょうというアナウンスを考えてみたいかなというところまでの回答は、ちょっといただきましたけれども、引き続き、県のほうからも、側面からそういった支援をお願いしたいということです。長くなりました。すみません。以上です。

(前垣会長) ほかはいかがでしょうか。

(大本委員) 1つじゃ、お願いします。よろしいでしょうか。

(前垣会長) はい、どうぞ。

(大本委員) 腎友会の大本裕之といます。先ほど、藪田部長さんのほうから、相談活動について予算をつけていただきまして、ことしの7月から始めました。手探り状態で始めましたので、なかなか軌道には、まだ乗らんところもありますけれど、何件かの難しい事案を、ともに相談に乗って、解決に向かいつつあるというようなこともあります。本当にありがとうございました。それから、今特に腎臓病については、この9月19日に、某テレビ局のアナウンサーがブログに「自業自得の人工透析患者なんて、全員実費負担にさせよ！無理だと泣くならそのまま殺せ！今のシステムは日本を滅ぼすだけだ！！」というようなブログを載せまして、表題のブログを載せまして、非常に腎臓病の透析者は、非常に苦しいし悲しいしというような状況を過ごしました。その中で、10月の中旬までには、その方が降板したりというようなことで、全腎協のほうも、親組織の国のほうも働きかけましたが、非常に、けんもほろろといますか、ばかにしたようなブログがまた載せてありました、それについては、どうすることもできませんでした。たくさんの知識人といいますか、その方たちも、非常に反論のブログを載せたりというようなことはありました。それで、テレビ局のほう以降板させるということで、今、無職になられたと思うんです。だけど、腎臓病の患者には、全くの謝罪の言葉は、もちろんブログにもありませんでした。その中で、私たちもいろいろなことを相談したりしました。その中で、やっぱりこれは、腎臓病だけの、人工透析者だけの問題でないなど。一連の、先ほども出ておりましたけれども、障がい者施設の中で殺人が行われたり、その行われた中で問題は、いろんな問題があったと思うんですけど、私、だけえ一番感じたのは、その後、家族の方たちが一度も顔を出さずに、抗議のことは、メッセージはありましたけど、全くできなかった。多分できなかったと思うんです。それから、私たちも、何にも、県としてはできませんでした。それは自分たちを守る以外にできなかったという。そういうブログの中でも半数、最初の1週間ぐらい、私も全部ツイートを読みました。その中で、半数はこの表題の意見に賛成の方でした。その中には、医師の方も看護師の方もたくさんおられました、賛成だと。ずっと一連の中で、非常に弱い立場の者が、社会の中で追い詰められた方が、そういう方たちに攻撃をしていくというような社会構造が、今まさに起きつつあるというふうに、私たちは話し合いました。そして、やっぱり自分たちは、自分たちのことをきちんと守っていくには、やっぱり仲間をつくって、きちっと言えるところをつくっていくしかないけん。それから、自分たちの姿をやっぱり見てもらわないけん。伝えていかないけんということに、今のところ、対策としてはそういう対策しかありません。このたびの施策の中でも、教育が非常に

大事だと。これで進めていくんだということがありましたけど、一つ提案ですけど、やっぱり教材をつくっていただき、そして、私たち腎友会だけの意見なんですけど、私たちも使っていただき、私たちの実態を、やっぱりしっかりと子どもさんや、中・高の方やあに伝えていく、やっぱり責任が僕らもあるんじゃないか。それから、病気にならんための、一生続けないけん透析のならんための、僕らはやっぱり、そういう訴えをしていく場所をつくっていかないけんじゃないかっていうこともありながら、去年から健康対策課の支援を受けながら、CKD対策ということで、今、2回目の県民フォーラムをやらせてもらっているんですけど、健康講座ということで。なかなか叫ぶばかりでは伝わっていかんものもありまして、80名、この前、11月6日にやったのは70名、やっと集まっていたという現状です。やっぱり何か出れば打たれるみたいなどころはあるんですけど、それを、僕らはやっぱりやり切っていかな、なかなか伝わらんし、わかってもらえんということを感じました。そこで、今もたくさんの支援をいただきながらやっとするんですけど、自分たちも努力しながらということで、ますますこれからの支援なりもお願いしていきたいというふうに考えております。何かちょっと意見もありましたけど、そういう状態ですので、腎友会だけの問題ではないということをお訴えさせてもらって、また、一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。すみません、長々と。

(前垣会長) 今、大本委員の言われたことというのは、まさに鳥取県が進めようとしている、そのあいサポート運動、いろんな障がいがあってそれを認め合うという、本当にその根幹のところかなというふうに思いがしながら聞かせていただきました。

ちょっと私も1つだけ。今回の御意見を讀ませていただいて、災害時のことが結構たくさん書かれておりました。私たちのところも、実は中部から災害のときに1人、在宅の重い方が1週間ちょっと入院してこられました。それから、筋ジストロフィーの患者さんのことが、日本海新聞と朝日新聞に出ておりました。どこに行ったらよかったのかみたいなどころ、そういうのが出ておりました。いろんな障がいの方が、例えば、電気がとまるとかというところ、実は、我々が診ている患者さんは、呼吸器で、電源がなくなると、バッテリー持っていて1日ぐらいしかもたないとか、そういうのがありますので、県のほうがそういう災害時の対応というのは、たしかマニュアルつくっておられたと思うんですけども、多分いろんな障がいに対応する、それから患者団体の方とも対応して、具体的に、あなたはこんなふうな対応ができるというような、そういうのをやっぱりつくる必要があるなどすごく感じました。ですので、今回の災害を機会に、本当に、そういういろんなものに対応できるものができるというか、つくらないといけないなどとも思いましたので、また、ここも御検討するというか、一緒になってつくっていく必要があるなどというふうに感じました。

それでは事務局のほうから御意見に関しての返答といたしますか、そのほかございますか。

(事務局) 委員長、すみません。じゃ、事務局のほうから、今後の進め方になるんですけども、今回いただきました御意見は、ちょっと多岐にわたりまして、関係する部局とともに共有するとともに、今後の政策立案の参考にさせていただこうと思っております。個々のこの御意見につきましては、関係機関と調整しながら改めて対応方針ということで、次の会議のときにでもお示しできたらなというふうに考えております。以上です。



(前垣会長) それでは、先ほど、これまでの議事も全部含めまして、委員の方から御意見等ございましたら、お願いいたします。

(足立副会長) よろしいですか。

(前垣会長) はい。

(足立副会長) もみの木福祉会の足立ですけれど、知的障害がある関係の事業所で働いておる関係もあるんですけど、御存じのように高齢の分野とか、それから保育の分野で非常に人材確保が難しくなってきておりました、それから、障がいのほうでも近年特に状況が厳しくて、非常に若い人が入ってきてくれなくなりつつあります。先ほど、大本委員さんからもありましたけれども、もちろん我々事業者も情報発信をして、そういう若い人たちが入ってこれるような取り組みというのは、当然やらないけんと思っておりますけれども、行政のほうからも、ぜひ、何ていうんですか、奨学金とか、もろもろ制度はあるんですけど、何かせんだっての、もみの木の事例でいいますと、うまくリンクしないと、保育士の学科を卒業したけど、障がい分野に就職すると奨学金返済猶予がないといったようなことが、本人が言ってましたけど、お金の出どころの問題があるんでしょうけど、何かその辺を、これからますます人が減っていく中で、もう少し柔軟に対応できるものなのか、できないのか、ちょっとわからないんですけども、人を確保するという意味で、お願いできたらなと思っております。それと、小学校とか学校ですね、そういう中で、何かこう事業所と一体となって、啓発というんですかね、そういうのをしていく必要があるのかなと思っております。

(前垣会長) はい。ありがとうございます。事務局のほうから。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。先ほど、足立委員さん言われたように、障がいの分野におきましても人材が不足しているというのはよく聞いているところでございます。ですので、先ほど言われた奨学金の例がありましたけれども、そういった関係部局とよく話をして、総合的にそういった高齢とか保育、それから障がいといった分野、人材を確保するための施策といったものも現場の意見をお聞きしながら検討していきたいと考えているところでございます。その際には、また御意見等頂戴するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

(前垣会長) そのほかの委員の方で。はい。

(岡本(ちえ)委員) すみません。全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取支部の理事をしております岡本と申します。きょう最初のほうで、基本条例の素案を見せていただきました。資料1の辺に附則、細かい資料があったかと思うんですが、資料だけもらって。出ないですか、すみません。赤い字で取り扱い注意って書いてある分のところで御質問させていただけたらと思います。その資料のページ、3ページ、第3の16のところに、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むためにということで、私たちの会に多く所属しております医療的なケアが必要となる子どもについての支援が具体的に示されて大変うれしく思っておりますが、この分を見る限り、児ということに限定しているようなように捉えられるんですけども、やはり子どもである以上、大人に成長していきます。者になった場合はどうなるのかということを知りたいと思います。

(明場障がい福祉課社会参加推進室長) はい、障がい福祉課の明場です。ただいまの御意見につきましては、御質問につきましては、実は午前中にこの条例のための策定検討委員会というのを設けてまして、その中でもやはり同じ指摘を受けました。当初、本県の特筆すべき施策として一つの例として挙げようというのが発想でございましたために児という言い方をしておりますけれども、確かにおっしゃるとおり、児だけに限らず者も当然含まれて考えるべきということも御意見もいただいております。その点も踏まえまして、それについてはちょっとまた検討していきたいというふうに考えております。以上です。

(岡本(ちえ)委員) よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(前垣会長) そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(田中(啓)委員) すみません。失礼します。鳥取県手をつなぐ育成会の田中啓子と申します。ちょうど1カ月前になりますが、中部地震で、鳥取市でしたけれどもかなり揺れて、阪神大震災よりも揺れがひどかったんじゃないかなと思うぐらいで、鳥取市内は被害がなかったんですけど、中部の方とか、今も余震が続いていますが、本当に障がいのある方はどうされたんだろうかという思いが、防災対策について書きましたけれども、本当に切実に、いまだに15人ぐらい避難してらっしゃる方もあるので、本当にそのときに何が一番必要だったんだろうかという。電気も来ない、水道も来ない。水道も水が出ませんよね。それから、薬等とかいろんな不安があると思うんですけど、これってどこに避難されたんでしょうかね。その地区はいろいろあると思うんですけど、福祉避難所とかっていうのが今設置進められてるって聞いてるんですけど、そういう方たちのこの行き場所ってというのは、ふだんから各地区で障がいのある方が行かれるところってというのは、皆さんも把握してらっしゃるのかな。もちろん私の子どもも含めてですけど、このたび改めて考える機会になりました。ちょっとまとまりませんが、意見が、そのあたりってというのは、もう日にちを置かないで、どんどんこう早目に、福祉策、何ていうんでしょうね、避難所とかっていうのの設置をどんどん進めていって、それもまた障がいのある方に教えてあげるっていうことがやっぱり必要なんじゃないかなと思いますけれども。これで失礼します。

(藪田福祉保健部長) よろしいでしょうか。

(前垣会長) はい、どうぞ。

(藪田福祉保健部長) じゃ、私のほうから少し、災害時の御意見をたくさんいただいておりますのでお答えしたいと思います。実は私も4月にこの職についたわけですけども、着任してすぐ熊本地震がございました。その際にもさまざま当県のほうでも緊急対応等お手伝いに、支援に駆けつけたところでございますが、そういった、要は今回の1カ月前の中部地震の際には、熊本地震のときにいろいろこちらのほうも承知をした課題というものを何とか生かすということで、災害が、熊本地震が起こった直後から、当県のほうもいろんな課題を整理をいたしまして、落ち着いたところには私どものほうも県や市町村、関係団体集めた課題を解決するための検討、鳥取の場合はどうしたらいいかという検討を始めたところでございます。まだ1回しか、実は中部地震が起こる直後に第2回目をしようとしたんですが、ちょっと春1回開催して以降、中部地震のために2回目これからというところになっておりますけれども、検討を今している最中でございますので、その中でやはり、支援が必要な障がいのある方、そういった方に対する、あるいは高齢

者、そういった方に対する支援をどうしたらいいかっていうのを、やっぱりこれは直接的には市町、市町村のところ、方が把握をして対応すべきところでございますが、そこら辺の把握のあり方ですとか、具体的な避難所への誘導の仕方、あるいは避難所に行けない方をどうしたらいいのかあたりを検討しているところでございます。具体的には、そうはいつでも今回の地震、どうであったかというところでございますが、本当に支援が必要で、医療的なケアが必要な方というのが、医療面を含めてケアができるような体制はとってあったと思います。一方で、新聞にもありました筋ジスの方とかそういった御家族が、結局は福祉避難所に避難できたんですけども、その前の一步手前のところで御苦労があったということもありました。そういった場合、多分、こういった発災した直後っていうのは、皆さんがばあっと避難所に駆けつけたりする場面だと思えます。そういったときに、市町の保健師もそこに駆けつけまして、本当に支援が必要な方は、ここではなくて別の場所へと。あるいは、今この一般避難所に来られているけれども、ちょっと別室を用意するとか、そういう手配をしていたはずなんですね。先ほどもベッドの話もございましたけれども、本来であれば簡易ベッドというのは事前に、市町が、市町村が準備をして、さっと配置できるというのが理想だったんですけども、ちょっと今回そういったこともできてませんでしたので、今後はこういったことに気をつけるということはあると思いますが、今回の場合は、あるものを、既存のものを使うということが、ちょっと遅かったんですけどもできたということもございました。ですから、そういった手当て、本来であれば市町村の保健師なり、職員なり、あるいは県のそういった専門職が駆けつけてお手伝いするっていうところが、やるべきことだったのかなと思っております。少し、そのときにできた場合もございますし、少しすいてからそういったことが丁寧にできたというケースも今回ございますので、今、第2回目の検討会する、そういう予定になっておりますけれども、そういったところで改めて検証しながら進めてまいりたいと思っております。

（前垣会長） はい。ぜひよろしく願いいたします。それでは、はい、どうぞ。

（秋田委員） 精神障害者家族会の秋田と申します。先ほど、山根さんのほうから精神と知的のほうなので、本当心配していただいてありがとうございました。それと、大本さんのほうの発言で、知ってもらおうとか、それから知らせる努力を自分たちもしていかなければということ、このことは平素から思っております。ただ、精神の場合ちょっといいますと、例えば、私、境港なんですけども、家族会もしておりますが、実際、出席、会議の出席者は4人でして、会員自体は17人でしたので、年会費でもその4人しか払ってないという状態、これは何でかといいますと、余り表に出たくない、自分の家族を隠すというのがあります。それは、やっぱり何でかいうと、差別されるというのがありますね。これは、長年来た部分ですので、すぐに私らもわかっていたかどうかとは思ってないですし、私自身も息子が20年前に発病して、その前はやっぱり差別を、精神の方にしとったと思っています。ですから、すぐすぐその精神の当事者に対して差別がなくなるとは思っていません。だけど、なくさないけんという感じは持っております。そうしたらこの前、先ほど言うように神奈川で事件がありましたよ、殺人の。あれも、やっぱり障がい者の差別というのはあったと思うんですね。これ、こういう人を少なくするにはどうしたらいいかというのを小児に話したことがあったんですけど、あれがあってから。結局は小学校のころからの教育

自体が、していくのが一番遠いようだけど一番の近道でないかという結論を私らは出しました。ですけど、それを実行していくには、誰がどうしたらいいかという、なかなかこれは家族会だけではできんというふうに思っておりました。たまたまこうやって発言させていただくということで、さっきの知ってもらわないけんとか、知らせる努力というものをせないけない。ただ自分らの体験談を話すよりも、人前で話すのも、機会が1回ありましたけど、四、五回ありましたが、1回ちょうどやっただけでした。それだけの思いはしますけれども、今もちょっと涙声が出るんですけども、フィードバックしてきて、なかなか話ができない状態の人、結構、私も含めて多いです。ですけど、これはこれから私らも、自分の息子も15年たって、一般就労に行くようになりましたので、そういう努力もさせようかなと思っておりますが、教育をやっぱりしておかないとというのは言いたいです。

もう1つお願いしたいのは、精神の場合、一番、家族はえらい時期というのがあります、この時期は、当事者が薬を持っとるけどきちんきちんと飲まない。病院にもきちんとは行かない。たまには行く、えらいから。それから市役所のほうの子育て支援とか、そういう援助をしてくれる課があるんですけど、そこもなかなか行かない。これは家族のこと、例えばこの前あったんですけど、家族の人が相談行ったら、そこから名刺をいただいて、家に帰ってその名刺を隠しておいたら、その名刺を見て当事者が、何でそういうところに相談に行っただ。私の病気、私の病名。病気がって自分ではまだ認識しておられんですけど、ノイローゼ気味のがばれるんじゃないかというので、家族で大げんかになったということで、その家族を、これはつい最近の話です。今の話は55歳の男性と44歳の女性の御夫婦、子どもが2人いらっしゃるんですけど、御主人は自営なんですけど、夜、不倫しているとかいろいろ言われたりして、要は寝れない状態が続くわけですね。で、病院行って相談しようと思うけど行ってくれない。市役所に一緒に自分が相談行くけど、今度は自分の知っている人が奥さんの、当事者の奥さんの人はおるのに何でそんなところに行っただと怒ってくると、けんかになる。そしてまた家庭内で寝れんようになってしまうという状態が続いて、仕事もできなくなる。自営だから、たまに大きな声が出ると、お客さんが何だかおかしいなというので、仕事が、お客が来なくなるということで、今ちょっとまとめますと、病院に行ってくれない、薬を飲んでくれないという、だけど病気が出ていると。こういうときが一番つらいですね。病院に行って薬飲みだすと落ち着きますので、精神の場合は、徐々に徐々によくなっていきます。それで、自分が幻聴や幻覚が出て、あっ、悪いなと思ったら自分で病院に行ったり、薬をちょっと多目にしてくれと頼んでやると、ぴしっとよくなってきます。その、自分は病気だと認識するまでが、非常にえらいんですね、今のような。これを相談を受けると、私らも、病院に行かせる方法というのはなかなかありません。きょう、私言いたい。そういうことで相談してくださいと言ってあるんですけど、市役所とか、県のほうの健康福祉センターとか、いろいろあるんですけど、なかなか答えが出ませんので、そういう場合に、どうしたら病院に連れていけるかなとか、そうやってきたら、もうあとは治る一方ですので、やわらかくなる一方ですので、その辺のこの状態のときの病院に行く方法、薬を飲ませる方法というのを、ちょっとぜいたくな、怠けたような言い方かわからんですけど、一緒になって考えていただけたらなという感じがいたします。これちょっと答えがなかなか出んとは思いますが、以上です、はい。ありが

とうございました。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。非常に多くの問題があるということ、それから教育のことが出ましたけれども、またこれ本当に考えていただければなというふうに思います。学校によっては、命の授業みたいな感じでいろんな病気をそこで知るってというような機会をつくってるところもありますので、そういうのがいろんなところでできるといいなと思います。

#### (4) その他

##### 鳥取県障がい者プランの進捗について

(前垣会長) それではちょっと時間が大分押してきましたので、事務局のほうから残りの御説明をお願いします。

(林障がい福祉課係長) はい、すみません。障がい福祉課の林でございます。資料5をごらんください。障がい者プランの進捗について御報告をさせていただきます。障がい者プランの進捗なんですけど、この計画の構成としましては、既に御案内のとおりで、計画の前半が、理念的な、概念的な項目が掲げられておりまして、後半には、数字の目標というものが掲げられております。計画の前半部分につきましては、いろいろ何々を整備しますとか、どこどこに働きかけますとか、いろいろ、ああします、こうしますといったような項目が記載されておりまして、大体何かしらの対応がされておりますが、時間に限りがありますので、余り進んでないところについて報告をさせていただきます。

まず、資料5-1の3ページ目、点字資料は25ページ目の上側になろうかと思えます。項目としましては18番、居住支援のための機能、相談、体験の場、緊急時の受け入れ、専門性、体制づくりといった機能を集約化すると。いわゆる地域生活支援拠点というものの、これの整備を図るということで記載がされておりますが、実施状況としましては、今後の状況を注視するというでそのような状況になっております。

続きまして、ちょっと資料のページが飛ぶんですけども、資料5-2でございます。横長の資料があると思えます。点字資料のほうは、資料5-2、1ページ目でございます。資料5-2、横向きの表でございますが、左端のほうに205と番号が振ってあります。数値目標で入所者の削減数という項目があるんですけども、この項目の目標の数値は右端のほうに書いてございます。第4期計画という表の中で、67人という数字が掲げられております。この計画で、平成27年から29年度末までで、入所者の定員を67人減らしますというようなことで目標を掲げております。それに対して、27年度で1人減ったということでありまして、残り2年度で66人減らさなければいけないということでして、なかなか目標達成がちょっと難しいのかな、ハードルが高いのかなというところです。目標数値自体は、国が示しております数式があるんですけども、それに数字を当てはめて数字を、目標を立てたということで、実態に合っていないということも、もしかしたらあるのかなと思っております。

それから、次のページで、左端の項目でいいまして213で番号が振ってあります。地域生活支援拠点等の整備という項目でございますけども、これについても、第4期計画で各市町村に少なくとも1つの拠点をつくるという目標を掲げておりますが、現在のところ、設置の市町村はゼ

ロというふうになっております。こちらは、国の示した指針では、各圏域に1カ所以上というふうになっておりましたが、鳥取県では、各市町村に少なくとも1つの拠点ということで、高い目標を掲げているところです。ただ、先ほども言いましたけども、具体的に何を整備すれば地域生活支援拠点と言えるのかというのがまだ未定でございまして、国のほうも、モデル事業を周知されているだけで、全国的に設置が進んではいないというふう聞いておりますので、また今後、国のほうから、その推進策とか設置基準といったものが示されるまで、これを設置を行っていたくのは市町村さんのほうになるんですけども、市町村さんのほうも手を出しにくいんじゃないかなと思っておりますので、今後も県としましては、情報収集に努めていきたいと思っております。プランの進捗については、簡単ですが以上でございます。

（前垣会長） ありがとうございます。それでは、時間になってまいりましたが、熱心に御審議いただいて、どうもありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しいたします。

（事務局） すみません。それでは、お時間になりましたので、本日はありがとうございました。冒頭御説明させていただいたとおり、資料の一部、障がい者の条例関係の資料は回収させていただこうと思いますので、机の上に置いたままお帰りください。きょうは、本日はありがとうございました。